研究成果報告書 科学研究費助成事業

今和 4 年 6 月 10 日現在

機関番号: 12501 研究種目: 若手研究 研究期間: 2018~2021

課題番号: 18K12205

研究課題名(和文)「脱スピ」の宗教社会学的研究 スピリチュアリティから離れたセラピスト達を事例に

研究課題名(英文)A sociology of religion of "post-spirituality": the case of spiritual therapy dropouts

研究代表者

GAITANIDIS IOA (Gaitanidis, Ioannis)

千葉大学・大学院国際学術研究院・准教授

研究者番号:90715856

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2.000.000円

研究成果の概要(和文):この研究は、かつて「ハマっていた」と主張する人々からのスピリチュアリティへの批判を理解することを目的とした。研究期間の前半では、「脱スピ」論者の504件のブログ記事を分析した結果、彼らの批判はスピリチュアリティそのものではなく、「スピリチュアル」とされていた取引の道徳性を対象としていることが分かった。そこで、研究期間の後半では、306件の判例(1980年~2020年)を通して、「スピリチュアル」サービスに関連する消費者問題の類型を検討することにした。その結果、近年の架空請求問題の高まりと、いわゆる「霊感商法」をめぐる消費者問題の増加との間に、構造的・道徳的な共通性があるとの指摘が できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義「宗教と消費」のことについて、「と」抜きで語るにはどうしたらいいのだろうか。言い換えれば、今までの宗教研究の中で、この組み合わせが並置的に(「宗教と消費」)あるいは相互還元的に(「宗教的消費」、「消費的宗教」)しか語られることがなかったが、今回の研究で分かったのは、近年の「宗教っぽい」サービスをめぐるクレームが「宗教と消費」の新たな語り方を可能としている。脱スピ論者が訴えてきた問題は、架空請求が一般的な消費者被害となっている現代社会が理想とする道徳的消費像を反映している。そこで「架空」の中身を定 義し、その合法的範囲を確定しようとしている市場や宗教には共通的意図があるのではないと議論できる。

研究成果の概要(英文): This research project aimed to understand the criticism against spirituality coming from people who claimed to have once been 'insiders'. In the first half of the project, the analysis of 504 blog entries written by these 'spirituality ditchers' revealed that their critiques were not targeting spirituality itself, but the morality of capitalist transactions framed as 'spiritual'. This led me, in the second half of the project, to consider through an examination of 306 court judgements (from the late 1980s to 2020), the kinds of consumer claims usually associated with 'spiritual' services. This research pointed me towards the existence of structural and moral commonalities between today's rising problem of fictitious billing and the increase in the number of trials dealing with the so-called spiritual sales increase in the number of trials dealing with the so-called spiritual sales.
This project funded the conduct of 7 research presentations, 1 research article, 1 book chapter, 1 co-authored dialogue and 1 monograph (to be published in November 2022).

研究分野: 宗教研究

キーワード: スピリチュアリティ 「霊感商法」 消費問題 宗教と消費 消費の道徳性 架空請求

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等に ついては、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1.研究開始当初の背景

発表者が 2008 年~2010 年の間に主に首都圏内で活動していた、「スピリチュアル・セラピスト」と呼ばれる職能者の 65 人のインタビューデータの分析を行った結果、宗教からスピリチュアリティ文化へのシフトであるかのように見えたのは一時的なメディア上の現象だけであり、既成宗教文化(新宗教、シャーマニズム、第 2 次世界大戦前の民間精神療法など)との連続性の方が目立つとわかった。しかし、それと同時に、2000 年代に特に見られた「スピリチュアル・ブーム」の背景には平成日本の社会経済的変化があったことを無視することができない。例えば、バブル崩壊後、スピリチュアル・セラピーという職業の誕生を可能にしたのは 1980 年代の裕福な社会の剰余生産であると指摘したことがある」。また、ジェンダー研究の視点から分析したセラピストの語りをみた限りでは、日本社会における女性の労働状況・職場の中の位置への批判的姿勢があったとわかっていた。例えば、セラピストの玲子さん(仮名)が 2009 年のインタビューの際に、下記のように語っていた。

仕事や家庭の悩みは相変わらずですが、悩みの内容は変わってきているようです。以前は、「自分にとってベストな仕事は何か」と迷うことが多かったのですが、今は、「また面接に失敗して、理想の将来を奪われてしまった」という悩みが多くなっています。しかし、企業も人も現実的ではありませんというか、採用基準が狂っている。求人広告を見ると、正社員に応募できるのは39歳までと書いてあったりします。一方で、正社員として働きながら、40歳までに結婚して、第一子を中学生にしたい、という女性もいますよね。これは現代では不可能なことです。20代で出産することになるのですよ。今時、大学を卒業してすぐに結婚し、子供を産む人がいるのでしょうか?

玲子さんのようなセラピストの語りを今までの学者の議論を使うなら、玲子さんのクライアントが「スピリチュアル・ビジネス」の道を選んだ理由を機能的に解説するしかない。つまり、世俗社会で直面した問題を解決するために、「スピリチュアル・ビジネス」を選んだというような、安易な説明の仕方となってしまう。それ以外の解説方法がないかというのは本研究開始当初の背景にあった疑問である。

2.研究の目的

「スピリチュアル・ビジネス」を「宗教の市場化」として解説する学者は少なくない³。例えば、上記のような「一般社会」における女性差別に関する批判にもかかわらず、スピリチュアル・ビジネスの中で、「女性的」とされている感情や態度がふさわしい特性であるといわれたり、「女性らしさ」が女性クライアントの問題の共通の基盤でもあると考えられたりしている。「一般社会」の問題がスピリチュアル・ビジネスの中にも映されているようにみえるからこそ、「宗教の市場化」のような議論をしてしまう論者がいるわけである。このように、世俗的ものが宗教化するのか、それとも宗教的なものが世俗化するのか、という議論の仕方を越えるということが本研究の目的となった。実践者・当事者が語っていることと、その文脈との関係性が今までの学者が描いていた「宗教」と「市場」の関係性よりも複雑なものなのではないかという考えをもとに、スピリチュアリティと消費者資本主義を結びつける要素を「スピリチュアル・ビジネス」への内からの批判論を通してさらに探ることにした。

3.研究の方法

コロナ渦の中で予定していたインタビューの実施が難しくなった結果、1次的資料(テキスト)の分析にフォーカスすることになった。それは

- ア)スピリチュアルに一時期「ハマっていた」が、「スピリチュアル」から離れたいう人達が 2011 年以降 Twitter などで使うことになっていた「#脱スピ」というハッシュタグを使ったアメ バの 504 枚のブログ記事の分析、と
- イ)LEX/DBの判例データベースを使い、「霊能」、「占い」と「スピリチュアル」という検索キーワードの結果分析と判例のカテゴリー化

¹ Gaitanidis, Ioannis. 2010. Socio-Economic Aspects of the 'Spiritual Business' in Japan: A Survey among Professional Spiritual Therapists 『宗教&社会』16: 143-160.

² Gaitanidis, Ioannis. 2012. Gender and Spiritual Therapy in Japan. *International Journal for the Study of New Religions* 3(2): 269-288.

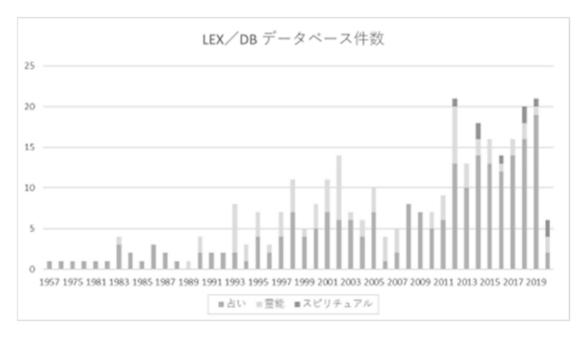
³ 例えば、山中弘 編『現代宗教とスピリチュアル・マーケット』弘文堂 2020 年

4. 研究成果

上記のア)の分析結果、「商売」という言葉の使用率が「スピリチュアル」の次に2番目高い とわかり、「脱スピ」に三つの解釈があったと発見した。その はファッションや商売目的でス ピリチュアルに関わっている人々への批判である。 は「スピリチュアル」を日常の中に探すの ではなく、「不思議な・宗教的な」こととして扱っている人々への批判である。 は自分の人生 を自分できめるのではなく、「教祖」や「スピリチュアル指導者」を頼ってしまう人々への批判 である。そこでまず気付いたのは、このような「内から」の批判論と「宗教の市場化」の論者に は大きな共通点があるとのことである。それは「スピリチュアル」、は商売の対象になったり、 あるいは逸脱的に扱われたりしなければ、「本質的に善い」ものであるという前提の存在である。 この前提は、「本物の」かつ「良い」とされるスピリチュアリティへの暗黙のノスタルジックな 理想に基づいており、宗教の金銭的側面は公共財のための寄付と関連づけられ、あるいは顧客の 話を聞き、助言あるいは治療に費やした時間に対する感謝の象徴としてしか考えられていない のである。しかし、これは「宗教は公益を提供するものである」という規範的な想定的考え方で あるため、対比的に「偽」かつ「悪い」スピリチュアリティも考えられるようになる。この「悪 い」スピリチュアリティは、経済的な所有物、個人の財産、資産と関連づけられ、クライアント は治療や救いの偽りの約束と引き換えに手放すようにだまされると連想される。それゆえ、宗教 的詐欺は、金銭、より具体的には資本主義による宗教の腐敗の産物あるいは現れであると見なさ れる。

しかし、スピリチュアル・サービスの提供における詐欺行為が、宗教の資本主義的市場化に関連していると仮定することは、セラピストとクライアントの間の取引上のやりとりが、もっぱら「合理的」資本主義的行動によって規制されていると仮定するのと同じのではないかと考えた。なら、本当に「詐欺」っぽいだと判断された「スピリチュアル・ビジネス」がどのような基準でとらえられているかを検討しないといけない。それで、次に、「霊感商法」と呼ばれる消費問題をめぐる判例の分析(先述の方法のイ))を行うことにした。

2020 年 12 月 4 日に LEX / DB の判例データベースを使い、「霊能」、「占い」と「スピリチュアル」という検索キーワードの結果を下記の通りまとめてみた。



「霊能」=80件、「占い」=217に、「スピリチュアル」の検索結果(23件)の中からまったく新しい判例の9件を加えたところ、306件を集計した。そして、その内容を見た限りでは、

- 1. <u>占い、霊能やスピリチュアル自体が問われていないのは 188 件</u>:被告か原告の身分説明として、「自称霊能者」や「占い師」などという表現が使われたり、どんな企業でも見られる問題(例:ネット上の書き込みなどに関する名誉棄損、占い本などの著作権問題、商標関係問題、セクハラ・パワハラ、架空請求など)が起きたりした事件
- 2. 宗教団体が関わっていたのは65件のみ
- 3. <u>残りの53件の中では、「宗教団体」としてではなく、「個人事業、あるいは企業」</u>として活動している占い師やスピリチュアル・カウンセラーのサービスの誠実さが問われていたといえる。

ここで、3番の種類の事件を主に分析した際に、その多くは、霊感、あるいは占い関係の相談をサービスの売買として「誠実に」行われているかどうかというところが判例の中心にあるとわかった。例えば、下記の件を紹介する。

事件 4:原告が、自称霊能力者であるEと被告が共謀し、原告の不安定な精神状態につけ込み、Eのお告げを繰り返し伝えるなどして、原告を著しい強迫観念に支配させ、絵画作品群(合計7656万円)を売り付けられたと主張し、被告に対し、共同不法行為に基づき損害賠償等を求めた。絵画の売買契約は有効に成立しており、その売買代金の支払をさせたことは不法行為に該当しないとして、請求を棄却した。

事件 の判例(抜粋):「Eが行った本件各絵画についてのエネルギーなどの説明に関しては,実際にGの絵画作品を見たこともないEが,その絵画作品が持つエネルギーなどについて説明するなどということは,それ自体不自然不合理であり,その説明内容は,少なくとも科学的には何ら根拠はないものといわざるを得ない(...)しかし原告は、「本件各絵画購入に至る前から,もともとEを信じ,同人に悩みなどを電話相談して,その悩みなどを解消させるべくカウンセリングを受けていた経緯があった上で,(...)自らEに対して,本件各絵画の数点に関し,それが持つエネルギーなどの説明を求めたものであり,Eにおいても,その依頼に応じて,本件各絵画のうち数点の持つエネルギーなどについて,自分の感性等に基づく説明を行ったというものであるから,それを直ちに違法と評価することはできない。」

大衆消費社会によって物質的な欲求が満たされると、消費は単なる使用価値としてではなく、自己を特徴づける記号的な価値に基づくものへと移行するという議論は有名である⁵。その時は、すべての消費行為は道徳的な行為でもなる。それは、われわれが消費行為を通して責任を感じ、その責任を執行しているからである。つまり、われわれが消費する自由をもち、その行為が私たちの責任であるという実態が市場を正当化しているということである⁶。 そして、消費行為の道徳的側面が強調されると、サービスの提供者の質もその基準で判断される。言い換えると、上記の「霊感商法」事件では、霊能者かクライアントかがもつとされている信念の誠実さが違法性の判断基準となっておらず、霊能者とクライアントのやり取りの中の誠実さのみが図られているといえる。

近年は、現代宗教の特性を新しい観点から解説している議論が登場している。組織的宗教と企業の類似性、またその共通的「型(form)」を指摘するこの研究「の利点は「宗教」と「市場」を存在論的に区別するよりも、両領域の共構成プロセスに着目しているというところにある。つまり、宗教にも市場にもみられる主体の形成、利益の追求、および意図的で架空のコミュニティの形成は「宗教作り」と「企業作り」の共構成プロセスであるからこそ、お互いに還元できない、という議論である。

消費行為が変化する過程とその中でみられる道徳性がよくあらわれるのは戦後日本の消費者問題である。面白いことは消費者問題が多様化し始めた1970年代は社会的消費の発祥時期と重なっているというところである。別の観点から考えると、統一教会や法の華三法行という宗教団体を被告とした訴訟が相次いでおこされ、全国霊感商法対策弁護士連絡会が結成された1980年代後半は、まさに社会的消費の道徳性が広まり始めた時期であり、消費者の権利に対する意識や、サービス提供者の公正性が注目され始めた時期でもあるとわかる。つまり、スピリチュアル・サロンのようなサービスをめぐる「問題」はこの30年間の消費者問題の本質の変化を反映しているといえる。高級品の普及、金融サービス産業の飛躍的な成長、電子商取引の発展などの結果、消費者が直面する問題が変化してきた。1970年代ごろまでは消費者センターに寄せられた苦情の多くは、製品の安全性や品質に関するものだったが、1990年代には、不公正な商習慣や消費者契約に起因する問題が大半を占めるようになったとの現象でも見られる変化である。上記に紹介した判例では、被告に超能力があるかどうかではなく、提供したサービスが架空のものであるかどうかが争点となっているようにみえる。つまり、架空請求が現代の消費者問題の中心に位置付けられているからこそ、「霊感商法」も注目されるようになったといえるのではないかと議論できる。

今回の研究から生まれた新たな問題意識が次の通りである:自己に注意を払い、誠実さ、公平さ、常識を重んじるということは、スピリチュアリティや宗教の特殊性だけではなく、資本主義的消費生活における普遍的な要件でもあるのではないかということである。「宗教」と「市場」が衝突しているかのようにみえる、「占い」や「スピリチュアル」というキーワードの非組織的

^{4 【}事件番号】 平成27年(ワ)第36176号 平成28年(ワ)第21688号 平成28年(ワ)

⁵ Baudrillard, Jean. 1970. *La Société de consummation: Ses Mythes, Ses Structures. Paris: Denoël.* (今村仁司・塚原史訳『消費社会の神話と構造』紀伊国屋書店 1979 年)

⁶ Wuthnow, Robert. 1989. *Meaning and Moral Order: Explorations in Cultural Analysis*. Berkeley, University of California Press

⁷ Levi McLaughlin, Aike P. Rots, Jolyon B. Thomas, Chika Watanabe. 2020. Why Scholars of Religion Must Investigate the Corporate Form. *Journal of the American Academy of Religion*, 88(3):693-725

宗教をめぐる詐欺事件、いわゆる「霊感商法」事件に関わる弁護士や被告、原告らへのインタビューを通して、平成日本の宗教的・消費社会的化が共通にそなえる特徴を今後明らかにしたいと考えている。そして、幸いに、科研プロジェクト「平成日本の非組織的宗教と詐欺 判例の言説分析からみた「宗教」と「消費」の関係史 」が 2022 年度から 3 年間行うことになったので、引き続き「宗教」と「市場」の関係性を探り続ける予定である。

なお、今回の研究プロジェクトから得られた見解を 2022 年 11 月に出版される予定の次の単著の中で詳しく述べている。Gaitanidis, Ioannis. 2022. *Spirituality and Alternativity in Contemporary Japan: Beyond Religion?* London: Bloomsbury.また、研究期間の間に 7 回の学会発表を行い、論文を 1 つ、論集の中の章を 1 つ、海外の研究者との対話記事を 1 つ執筆した。

5 . 主な発表論文等

「雑誌論文〕 計1件(うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件)

「一、「一、「一」」「一」」「一」」「一」」「一」」「一」」「一」」「一」」「一	
1.著者名	4 . 巻
Ioannis Gaitanidis	60/61
2.論文標題	5.発行年
"Spiritual Apostasy" in Contemporary Japan: Religion, Taboos and The Ethics of Capitalism	2019年
3.雑誌名	6.最初と最後の頁
Silva Iaponicarum	41-65
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子)	査読の有無
10.14746/sijp.2019.60/61.3	有
	13
オープンアクセス	国際共著
オープンアクセスとしている(また、その予定である)	

〔学会発表〕 計7件(うち招待講演 2件/うち国際学会 2件)

1	X	×	⋾	Ħ.	ŧ	Z	夕

ガイタニディス・ヤニス

2 . 発表標題

「スピリチュアルな詐欺」は法廷でどう評価されてきたか:占い・霊能を対象とした判例の分析から

3 . 学会等名

国際基督教大学キリスト教と文化研究所公開講演会(招待講演)

4 . 発表年

2021年

1.発表者名

Ioannis Gaitanidis

2 . 発表標題

Datsu-supi: Heretical Discourse and Spirituality in Contemporary Japan

3 . 学会等名

Asian Studies Conference Japan

4.発表年

2019年

1.発表者名

Ioannis Gaitanidis

2 . 発表標題

Criticizing spiritual prosumption from within: the case of the anti-spirituality discourse in contemporary Japan

3.学会等名

International Society for the Sociology of Religion Bi-Annual Conference (国際学会)

4 . 発表年

2019年

1 . 発表者名 ヤニス・ガイタニディス
2 . 発表標題 異端論としての脱スピ論 - 内からのスピリチュアル批判 -
3.学会等名 日本宗教学会
4 . 発表年 2019年
1.発表者名
I . 光衣有名 GAITANIDIS Ioannis
2.発表標題
現代宗教と代替性 日本の事例から
3.学会等名 東北大学国際文化研究科国際日本研究講座企画公開講演(招待講演)
4.発表年 2018年
1.発表者名 Ioannis Gaitanidis
2. 発表標題 Making "Alternative Religion" Japanese: An Analysis of Scholarly Discourse on Supirichuariti (Panel: Inclusion and Exclusion in (the Study of) Japanese Religions)
3.学会等名 European Association of Japanese Studies Triennial Conference 2021(国際学会)
4 . 発表年 2021年
1.発表者名
ヤニス・ガイタニディス
2.発表標題
2. 光な標題 非組織的宗教と詐欺 - 法廷で語られる「誠実性」
3.学会等名
日本宗教学会第80回学術大会
4.発表年 2021年

(NO) 1	⋣ 1	±1	· つ#	+
〔図	盲丿	- I	2件	Ε.

し図書 J 計2件	
1.著者名	4 . 発行年
Ioannis Gaitanidis	2022年
2.出版社	5.総ページ数
Bloomsbury Academic	240
3.書名	
Spirituality and Alternativity in Contemporary Japan: Beyond Religion?	
	<u>_</u>
1 . 著者名	4 . 発行年
1.著者名 Ioannis Gaitanidis	4 . 発行年 2021年
Ioannis Gaitanidis	2021年
Ioannis Gaitanidis 2.出版社	2021年 5.総ページ数
Ioannis Gaitanidis	2021年
Ioannis Gaitanidis 2.出版社	2021年 5.総ページ数
Ioannis Gaitanidis 2 . 出版社 Bloomsbury Academic	2021年 5.総ページ数
Ioannis Gaitanidis 2. 出版社 Bloomsbury Academic 3. 書名	2021年 5.総ページ数
Ioannis Gaitanidis 2. 出版社 Bloomsbury Academic 3. 書名 "Economy and Spirituality" in The Bloomsbury Handbook of Japanese Religions (eds. Baffelli,	2021年 5 . 総ページ数
Ioannis Gaitanidis 2. 出版社 Bloomsbury Academic 3. 書名	2021年 5.総ページ数
Ioannis Gaitanidis 2. 出版社 Bloomsbury Academic 3. 書名 "Economy and Spirituality" in The Bloomsbury Handbook of Japanese Religions (eds. Baffelli,	2021年 5.総ページ数

〔産業財産権〕

〔その他〕

The corporate nature of "alternative" practices, 米国社会科学研究会議(SSRC)のオンラインボータルThe Immanent Frame https://tif.ssrc.org/2021/04/09/the-corporate-nature-of-alternative-practices/(オスロ大学のAike P. Rots准教授との対話式で、日本からの事例を用いながら、代替医療や偽科学で見られる企業的性質について書いた。)

6.	. 研究組織		
	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------